

2019 年 11 月 14 日

各 単 組 執 行 委 員 長 様
各 県本部・県支部共済推進委員 様

全済自治労共済本部福島県支部
事務局長 坂内 孝浩
(職印省略)

自賠責共済「自治労共済本部ルート」の推進について(通知)

日頃の労働者自主福祉運動に向けた取り組みに深く感謝申し上げます。

さて、2019年11月13日(水)に開催した共済県支部各種共済事業担当役職員会議においてご説明したとおり、自賠責共済「自治労共済本部ルート」の推進について、次により推進方針を変更いたしましたので、お知らせいたします。

「じちろうマイカー共済」の団体割引の上限率 17.5%(現行 15%)の適用実現へ向け、自賠責共済「自治労共済本部ルート」の推進につきまして、特段のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 県本部・県支部の推進方針

(1) 変更前の推進方針

自治労共済県支部の役職員、自治労県本部の役職員、および県職・市職の役職員(これらのうち全済の自賠責共済を利用していない方)については「自治労共済本部ルート」を中心に推進します。

(2) 変更後の推進方針

全単組で、全済自治労共済本部との間で、①自動車損害賠償責任共済の取り組みに関する協定書、②自動車損害賠償責任共済 事務取扱に関する覚書 の締結を目指します。

自治労共済県支部の役職員、自治労県本部の役職員、および各単組の役職員(これらのうち全済の自賠責共済を利用していない方)については「自治労共済本部ルート」を中心に推進します。

(3) 変更点

- ① 全単組で、共済本部との間で、協定書・覚書の締結を目指すこととしました。
- ② 全単組の「役職員」の内、全済の自賠責共済を利用していない方について「自治労共済本部ルート」の推進を行うこととしました。

2. 「自治労共済本部ルート」の事務手続きについて

(1) 協定書・覚書の締結

※ 「自治労共済本部ルート」を利用するには、全労済自治労共済本部との間で、①自動車損害賠償責任共済の取り組みに関する協定書、②自動車損害賠償責任共済事務取扱に関する覚書 の締結が必要となります(①②とも、本文書に添付しています)。

※ 協定書・覚書の締結済単組は、次のとおりです。

○県職連合、○福島市職労、○須賀川市職労、○白河市職労、○南相馬市職労
○二本松市職労、○会津若松市職労、○伊達市職労、○県本部直属支部

- ① 協定書・覚書各2部に記名・押印し、県支部へ提出します。
- ② 県支部が、協定書・覚書各2部を共済本部へ転送します。
- ③ 共済本部から県支部へ、記名・押印済の協定書・覚書各1部が返送されます。
- ④ 県支部が該当単組へ協定書・覚書を送付します。

(2) 自賠責証書発行までの手続き

- ① 「単組」は、必要書類を組合員から預かり、申込依頼書(別紙)を作成し「自賠責共済センター」へFAXします。
- ② 「自賠責共済センター」は、掛金払込票を組合員の指定する送付先(自宅や組合事務所等)へ郵送します。
- ③ 「組合員」は、コンビニエンスストアで掛金を払込みます。
- ④ 「自賠責共済センター」は、払込み確認後、自賠責証書を組合員の指定する送付先(自宅や組合事務所等)へ郵送します。

(ポイント)

- ① 「組合員」は、掛金をコンビニで支払うことができます。
- ② 「組合員」が、掛金払込票や自賠責証書の送付先を「自宅」とした場合、単組の事務は①のみとなります。

3. 「自治労共済本部ルート」推進のメリットについて

自賠責共済の契約受付には、「自治労共済本部ルート」、「全労済推進本部ルート」および「指定整備工場ルート」の3ルートがあります。この内、単組に契約事務手数料1,600円が支払われるのは、「自治労共済本部ルート」、「全労済推進本部ルート」の二つとなっています。

「自治労共済本部ルート」については、自治労共済職域への手数料の額が大きく、「じちろうマイカー共済」の団体割引の上限率17.5%(現行15%)の適用への貢献度が高いことから、全労済自治労共済本部では、『じちろうマイカー共済の保有契約のうち80%を「全労済推進本部ルート」、20%を「自治労共済本部ルート」とすることを目標に推進していく』としています。

(事務担当：県支部 坂内事務局長 電話 024-521-0336)